【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月26日
【届出者の氏名又は名称】	Kamgras １株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区麻布台一丁目３番１号麻布台ヒルズ森JPタワー17階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目１番２号大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
【電話番号】	03-6250-6200（代表）
【事務連絡者氏名】	弁護士　　濵田　啓太郎
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	Kamgras １株式会社 （東京都港区麻布台一丁目３番１号麻布台ヒルズ森JPタワー17階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

（注１）　本書中の「公開買付者」とは、Kamgras １株式会社をいいます。
（注２）　本書中の「対象者」とは、株式会社カカクコムをいいます。
（注３）　本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
（注４）　本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
（注５）　本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
（注６）　本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。
（注７）　本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
（注８）　本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第１条第１項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
（注９）　本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能である内容とは限りません。公開買付者は米国外で設立された法人であり、またその役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び当該法人の関係者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
（注10）　本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
（注11）　本書中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27Ａ条及び米国1934年証券取引所法第21Ｅ条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその

関係者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

（注12）　公開買付者、対象者、株式会社デジタルガレージ（以下「DG」といいます。）及びKDDI株式会社（以下「KDDI」といいます。）の各ファイナンシャル・アドバイザー、公開買付代理人並びにそれらの関係者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e－5(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても英文で開示が行われます。

１【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年５月13日付で提出いたしました公開買付届出書（2026年５月19日付、2026年５月27日付、2026年６月４日付、2026年６月17日付、2026年７月２日付、2026年７月７日付、2026年７月17日付、2026年７月31日付、2026年８月13日付、2026年８月27日付、2026年９月10日付、2026年９月29日付、2026年10月14日付、2026年10月28日付及び2026年11月11日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）及びその添付書類である2026年５月13日付公開買付開始公告（2026年５月19日付、2026年５月27日付及び2026年６月４日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項並びに2026年７月２日付、2026年７月７日付、2026年７月17日付、2026年７月31日付、2026年８月13日付、2026年８月27日付、2026年９月10日付、2026年９月29日付、2026年10月14日付、2026年10月28日付及び2026年11月11日付の公開買付条件等の変更の公告により変更された事項を含みます。以下同じです。）につきまして、公開買付者が、本公開買付けにおける対象者株式１株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を3,700円から3,701円に変更する旨を決定したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項（公開買付期間を本書提出日である2026年11月26日から起算して10営業日を経過した日にあたる2026年12月10日まで延長する旨の訂正を含みます。）が生じましたので、これを訂正するため、法第27条の８第２項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

また、本公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長に伴い、公開買付届出書の添付書類である公開買付条件等の変更の公告を提出いたしましたので、当該添付書類を追加するものです。

２【訂正事項】

Ⅰ　公開買付届出書
第１　公開買付要項
３　買付け等の概要
４　買付け等の目的
(1) 公開買付けの目的の概要
(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針
①　公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
②　買付け等の価格の算定の経緯及び基礎
③　対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由
(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置
⑧　本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保
(4) 公開買付け後の組織再編等の方針
５　買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数
(1) 買付け等の期間等
①　買付け等の期間
(2) 買付け等の価格
９　買付け等に要する資金
(1) 買付け等に要する資金等
11　決済の方法
(2) 決済の開始日
第３　公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況
５　大量保有報告書等の提出状況
(2) 特別関係者が提出した書類
Ⅱ　公開買付届出書の添付書類

３【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

Ⅰ　公開買付届出書

第１【公開買付要項】

３【買付け等の概要】

（訂正前）

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年５月13日から2026年11月26日まで（134営業日）
買付け等の価格	普通株式１株につき、金3,700円 第８回新株予約権１個につき、金１円 第10回新株予約権１個につき、金１円 第11回新株予約権１個につき、金１円 第13回新株予約権１個につき、金１円 第14回新株予約権１個につき、金１円 第15回新株予約権１個につき、金１円 第16回新株予約権１個につき、金１円 第17回新株予約権１個につき、金１円 第18回新株予約権１個につき、金１円 第19回新株予約権１個につき、金１円 第20回新株予約権１個につき、金１円
買付予定数の下限	34,941,000（株）（注１）
買付予定数の上限	―（株）
対象者の意見	対象者が2026年５月12日付で公表した「Kamgras １株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2026年５月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。 また、対象者が2026年７月２日付で公表した「（変更）「Kamgras １株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」（以下「７月２日付対象者プレスリリース」といいます。）によれば、その後、対象者は、2026年７月１日開催の対象者取締役会において、下記「４　買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③　対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見については撤回し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することの是非について中立の立場をとった上で、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねること、及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。 なお、下記「４　買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③　対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、2026年７月17日時点、2026年８月13日時点、2026年８月21日時点、2026年８月28日時点、2026年９月11日時点、2026年９月17日時点、2026年９月30日時点、2026年10月15日時点、2026年10月27日時点及び2026年10月29日時点において、本特別委員会（下記「４　買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③　対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」で定義します。以下同じです。）による答申内容に変更はなく、また、対象者による本公開買付けに賛同する旨、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年７月２日付の意見に変更はないとのことです。

＜後略＞

（訂正後）

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年５月13日から2026年12月10日まで（144営業日）
買付け等の価格	普通株式１株につき、金3,701円 第８回新株予約権１個につき、金１円 第10回新株予約権１個につき、金１円 第11回新株予約権１個につき、金１円 第13回新株予約権１個につき、金１円 第14回新株予約権１個につき、金１円 第15回新株予約権１個につき、金１円 第16回新株予約権１個につき、金１円 第17回新株予約権１個につき、金１円 第18回新株予約権１個につき、金１円 第19回新株予約権１個につき、金１円 第20回新株予約権１個につき、金１円
買付予定数の下限	34,941,000（株）（注１）
買付予定数の上限	―（株）
対象者の意見	対象者が2026年５月12日付で公表した「Kamgras １株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2026年５月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。 また、対象者が2026年７月２日付で公表した「（変更）「Kamgras １株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」（以下「７月２日付対象者プレスリリース」といいます。）によれば、その後、対象者は、2026年７月１日開催の対象者取締役会において、下記「４　買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③　対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見については撤回し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することの是非について中立の立場をとった上で、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねること、及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。 なお、下記「４　買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③　対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、2026年７月17日時点、2026年８月13日時点、2026年８月21日時点、2026年８月28日時点、2026年９月11日時点、2026年９月17日時点、2026年９月30日時点、2026年10月15日時点、2026年10月27日時点、2026年10月29日時点及び2026年11月12日時点において、本特別委員会（下記「４　買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③　対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」で定義します。以下同じです。）による答申内容に変更はなく、また、対象者による本公開買付けに賛同する旨、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年７月２日付の意見に変更はないとのことです。

＜後略＞

４【買付け等の目的】

（１）【公開買付けの目的の概要】

（訂正前）

＜前略＞

その後、公開買付者は、10月27日付協議申入れを踏まえ、真摯に検討した結果、2026年11月11日、本公開買付価格を3,683円から3,700円に変更することを決定し、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年11月11日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年11月26日まで延長し、合計134営業日とすることを決定いたしました（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本11月11日付条件変更」といいます。）。

＜中略＞

また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続後、対象者が本不応募株式の全てを取得すること（以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る株式併合前１株当たりの自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。）を実施することを予定しております。本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性がありますが、対象者株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け（法第27条の22の２に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第24条の６第１項、令第４条の３）に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定です。また、本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と実質的に同等となる金額として、本株式併合前の対象者株式１株当たり3,008円を予定しています。本自己株式取得は、株主間の公平性に配慮しつつ、公開買付価格の最大化を図るためにEQTから本不応募株主に提案したものです。

さらに、DGは、本自己株式取得で得た金銭の一部を原資として、公開買付者親会社又は公開買付者祖父会社等であって公開買付者が指定する者に対して再出資し、当該会社の普通株式を取得します（以下「本再出資」といいます。）。なお、本再出資における公開買付者親会社又は公開買付者祖父会社等であって公開買付者が指定する者の普通株式１株当たりの対価を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の２第３項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格である3,700円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合その他対象者の発行済株式総数の変更等に伴い合理的な調整を行う予定です。）とする予定であり、当該取引の結果として、DGは、公開買付者親会社又は公開買付者祖父会社等であって公開買付者が指定する者の議決権保有割合の約20%（予定）（注10）を保有することとなる見込みです。

＜中略＞

なお、2026年７月17日時点、2026年８月13日時点、2026年８月21日時点、2026年８月28日時点、2026年９月11日時点、2026年９月17日時点、2026年９月30日時点、2026年10月15日時点、2026年10月27日時点及び2026年10月29日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、対象者による本公開買付けに賛同する旨、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年７月２日付の意見に変更はないとのことです。

対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース、７月２日付対象者プレスリリース及び下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦　対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認」をご参照ください。

なお、本取引を図で表示すると、大要以下のとおりとなります。

①　本公開買付けの実施前

＜中略＞

②　本公開買付けの実施後（2026年12月３日（予定））

＜中略＞

③　本スクイーズアウト手続の実施後（2027年２月中旬（予定））

＜中略＞

④　自己株式取得に向けた資金提供及び減資対応（2027年２月下旬（予定））

＜中略＞

⑤　本自己株式取得の実施後（2027年２月下旬（予定））

＜中略＞

⑥　本再出資の実施後（2027年２月下旬以降（予定））

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

その後、公開買付者は、10月27日付協議申入れを踏まえ、真摯に検討した結果、2026年11月11日、本公開買付価格を3,683円から3,700円に変更することを決定し、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年11月11日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年11月26日まで延長し、合計134営業日とすることを決定いたしました（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本11月11日付条件変更」といいます。）。

その後、公開買付者は、本11月11日付条件変更以降の対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様に現に提供している売却機会をより有利なものとし、本公開買付けの成立確度を高める観点から、本公開買付価格を3,700円から3,701円に変更することを決定し、2026年11月26日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年11月26日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年12月10日まで延長し、合計144営業日とすることを決定いたしました（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本11月26日付条件変更」といいます。）。本11月26日付条件変更後、本公開買付価格は2026年11月26日時点の公開買付価格（本提案者）を上回っており、かつ、同日時点の公開買付価格（本提案者）は引き続きKDDI価格閾値（本11月26日付条件変更後は3,776円）を下回っていることから、本公開買付けが継続し、公開買付価格（本提案者）が変更されない限り、公開買付け（本提案者）については、①公開買付け（本提案者）の開始の前提条件が充足される見込みはなく、②条件付き公開買付価格（本提案者）が実現する可能性もないこととなります。公開買付者としては、以上を踏まえ、本公開買付けが対象者の株主の皆様にとって最も魅力的な売却機会であると考えております。

＜中略＞

また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続後、対象者が本不応募株式の全てを取得すること（以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る株式併合前１株当たりの自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。）を実施することを予定しております。本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性がありますが、対象者株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け（法第27条の22の２に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第24条の６第１項、令第４条の３）に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定です。また、本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と実質的に同等となる金額として、本株式併合前の対象者株式１株当たり3,009円を予定しています。本自己株式取得は、株主間の公平性に配慮しつつ、公開買付価格の最大化を図るためにEQTから本不応募株主に提案したものです。

さらに、DGは、本自己株式取得で得た金銭の一部を原資として、公開買付者親会社又は公開買付者祖父会社等であって公開買付者が指定する者に対して再出資し、当該会社の普通株式を取得します（以下「本再出資」といいます。）。なお、本再出資における公開買付者親会社又は公開買付者祖父会社等であって公開買付者が指定する者の普通株式１株当たりの対価を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の２第３項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格である3,701円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合その他対象者の発行済株式総数の変更等に伴い合理的な調整を行う予定です。）とする予定であり、当該取引の結果として、DGは、公開買付者親会社又は公開買付者祖父会社等であって公開買付者が指定する者の議決権保有割合の約20%（予定）（注10）を保有することとなる見込みです。

＜中略＞

なお、2026年７月17日時点、2026年８月13日時点、2026年８月21日時点、2026年８月28日時点、2026年９月11日時点、2026年９月17日時点、2026年９月30日時点、2026年10月15日時点、2026年10月27日時点、2026年10月29日時点及び2026年11月12日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、対象者による本公開買付けに賛同する旨、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年７月２日付の意見に変更はないとのことです。

対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース、７月２日付対象者プレスリリース及び下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦　対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認」をご参照ください。

なお、本取引を図で表示すると、大要以下のとおりとなります。

①　本公開買付けの実施前

＜中略＞

②　本公開買付けの実施後（2026年12月17日（予定））

＜中略＞

③　本スクイーズアウト手続の実施後（2027年２月下旬（予定））

＜中略＞

④　自己株式取得に向けた資金提供及び減資対応（2027年３月中旬（予定））

＜中略＞

⑤　本自己株式取得の実施後（2027年３月中旬（予定））

＜中略＞

⑥　本再出資の実施後（2027年３月中旬以降（予定））

＜後略＞

（２）【公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針】

①【公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程】

（訂正前）

＜前略＞

その後、公開買付者は、10月27日付協議申入れにおいて、公開買付価格（本提案者）3,700円（ただし、KDDIとの間で公開買付け（本提案者）への不応募に係る合意ができた場合には3,720円）を基準として価格変更に関する協議の申入れを受けたことを踏まえ、本公開買付価格について真摯に検討を行いました。公開買付者は、引き続き本公開買付けは対象者の株主の皆様にとって最も魅力的な売却機会であると考えておりますが、本公開買付けの成立に向けて株主の皆様にとってより魅力的な売却機会を提供する観点から、2026年11月11日、10月27日付協議申入れに応じ、本公開買付価格を3,700円、本自己株式取得価格を3,008円に変更することを決定いたしました。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

その後、公開買付者は、10月27日付協議申入れにおいて、公開買付価格（本提案者）3,700円（ただし、KDDIとの間で公開買付け（本提案者）への不応募に係る合意ができた場合には3,720円）を基準として価格変更に関する協議の申入れを受けたことを踏まえ、本公開買付価格について真摯に検討を行いました。公開買付者は、引き続き本公開買付けは対象者の株主の皆様にとって最も魅力的な売却機会であると考えておりますが、本公開買付けの成立に向けて株主の皆様にとってより魅力的な売却機会を提供する観点から、2026年11月11日、10月27日付協議申入れに応じ、本公開買付価格を3,700円、本自己株式取得価格を3,008円に変更することを決定いたしました。

その後、公開買付者は、本11月11日付条件変更以降の対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様により有利な売却機会を提供し、本公開買付けの成立確度を高める観点から本公開買付価格を3,701円、本自己株式取得価格を3,009円に変更することを決定いたしました。

＜後略＞

②【買付け等の価格の算定の経緯及び基礎】

（ⅱ）買付け等の価格の算定の基礎

ア　普通株式

（訂正前）

＜前略＞

その後、公開買付者は、10月27日付協議申入れを踏まえ、真摯に検討した結果、2026年11月11日、本公開買付価格を3,683円から3,700円に変更することを決定いたしました。

本11月11日付条件変更後の本公開買付価格である3,700円は、本憶測報道による影響を受けていないと考えられる2026年４月22日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値2,121円に対して74.45%、同日までの過去１ヶ月の終値単純平均2,103円に対して75.94%、同過去３ヶ月の終値単純平均1,949円に対して89.84%、同過去６ヶ月の終値単純平均2,166円に対して70.82%のプレミアムとなる価格となります。

また、本11月11日付条件変更後の本公開買付価格である3,700円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年５月11日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値2,774円に対して33.38%、同日までの過去１ヶ月の終値単純平均2,422円に対して52.77%、同過去３ヶ月の終値単純平均2,045円に対して80.93%、同過去６ヶ月の終値単純平均2,153円に対して71.85%のプレミアムとなる価格となります。また、本11月11日付条件変更後の本公開買付価格である3,700円は、2026年５月12日の対象者株式の終値である2,925円に対して26.50%のプレミアムとなる価格となります。

（訂正後）

＜前略＞

その後、公開買付者は、10月27日付協議申入れを踏まえ、真摯に検討した結果、2026年11月11日、本公開買付価格を3,683円から3,700円に変更することを決定いたしました。

その後、公開買付者は、本11月11日付条件変更以降の対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の株主の皆様により有利な売却機会を提供し、本公開買付けの成立確度を高める観点から本公開買付価格を3,700円から3,701円に変更することを決定いたしました。

本11月26日付条件変更後の本公開買付価格である3,701円は、本憶測報道による影響を受けていないと考えられる2026年４月22日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値2,121円に対して74.49%、同日までの過去１ヶ月の終値単純平均2,103円に対して75.99%、同過去３ヶ月の終値単純平均1,949円に対して89.89%、同過去６ヶ月の終値単純平均2,166円に対して70.87%のプレミアムとなる価格となります。

また、本11月26日付条件変更後の本公開買付価格である3,701円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年５月11日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値2,774円に対して33.42%、同日までの過去１ヶ月の終値単純平均2,422円に対して52.81%、同過去３ヶ月の終値単純平均2,045円に対して80.98%、同過去６ヶ月の終値単純平均2,153円に対して71.90%のプレミアムとなる価格となります。また、本11月26日付条件変更後の本公開買付価格である3,701円は、2026年５月12日の対象者株式の終値である2,925円に対して26.53%のプレミアムとなる価格となります。

③【対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

（訂正前）

＜前略＞

なお、2026年７月17日時点、2026年８月13日時点、2026年８月21日時点、2026年８月28日時点、2026年９月11日時点、2026年９月17日時点、2026年９月30日時点、2026年10月15日時点、2026年10月27日時点及び2026年10月29日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、対象者による本公開買付けに賛同する旨、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年７月２日付の意見に変更はないとのことです。

（訂正後）

＜前略＞

なお、2026年７月17日時点、2026年８月13日時点、2026年８月21日時点、2026年８月28日時点、2026年９月11日時点、2026年９月17日時点、2026年９月30日時点、2026年10月15日時点、2026年10月27日時点、2026年10月29日時点及び2026年11月12日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、対象者による本公開買付けに賛同する旨、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年７月２日付の意見に変更はないとのことです。

（３）【公開買付けの公正性を担保するための措置】

⑧　本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

（訂正前）

＜前略＞

また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い134営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

（訂正後）

＜前略＞

また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い144営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

（４）【公開買付け後の組織再編等の方針】

（訂正前）

公開買付者は、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて、対象者株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式及び本譲渡制限付株式を含み、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの成立後、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、対象者に要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2027年１月中旬を予定しております。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び本不応募株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

＜後略＞

（訂正後）

公開買付者は、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて、対象者株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式及び本譲渡制限付株式を含み、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの成立後、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、対象者に要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2027年２月上旬を予定しております。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び本不応募株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

＜後略＞

５【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

（１）【買付け等の期間等】

①【買付け等の期間】

（訂正前）

買付け等の期間	2026年５月13日（水曜日）から2026年11月26日（木曜日）まで（134営業日）
公告日	2026年５月13日（水曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス　https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/）

（訂正後）

買付け等の期間	2026年５月13日（水曜日）から2026年12月10日（木曜日）まで（144営業日）
公告日	2026年５月13日（水曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス　https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/）

（２）【買付け等の価格】

（訂正前）

株券	**普通株式１株につき　金3,700円**
新株予約権証券	**第８回新株予約権　　１個につき　金１円** **第10回新株予約権　　１個につき　金１円** **第11回新株予約権　　１個につき　金１円** **第13回新株予約権　　１個につき　金１円** **第14回新株予約権　　１個につき　金１円** **第15回新株予約権　　１個につき　金１円** **第16回新株予約権　　１個につき　金１円** **第17回新株予約権　　１個につき　金１円** **第18回新株予約権　　１個につき　金１円** **第19回新株予約権　　１個につき　金１円** **第20回新株予約権　　１個につき　金１円**
新株予約権付社債券	―
株券等信託受益証券 **（　　）**	―
株券等預託証券 **（　　）**	―

（訂正後）

株券	**普通株式１株につき　金3,701円**
新株予約権証券	**第８回新株予約権　　１個につき　金１円** **第10回新株予約権　　１個につき　金１円** **第11回新株予約権　　１個につき　金１円** **第13回新株予約権　　１個につき　金１円** **第14回新株予約権　　１個につき　金１円** **第15回新株予約権　　１個につき　金１円** **第16回新株予約権　　１個につき　金１円** **第17回新株予約権　　１個につき　金１円** **第18回新株予約権　　１個につき　金１円** **第19回新株予約権　　１個につき　金１円** **第20回新株予約権　　１個につき　金１円**
新株予約権付社債券	―
株券等信託受益証券 **（　　）**	―
株券等預託証券 **（　　）**	―

９【買付け等に要する資金】

（１）【買付け等に要する資金等】

（訂正前）

買付代金（円）(a)	451,051,337,900
金銭以外の対価の種類	―
金銭以外の対価の総額	―
買付手数料(b)	620,000,000
その他(c)	41,000,000
合計(a)＋(b)＋(c)	451,712,337,900

（注１）　「買付代金（円）(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数（121,905,767株）に、本公開買付価格（3,700円）を乗じた金額を記載しております。

＜後略＞

（訂正後）

買付代金（円）(a)	451,173,243,667
金銭以外の対価の種類	―
金銭以外の対価の総額	―
買付手数料(b)	620,000,000
その他(c)	43,000,000
合計(a)＋(b)＋(c)	451,836,243,667

（注１）　「買付代金（円）(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数（121,905,767株）に、本公開買付価格（3,701円）を乗じた金額を記載しております。

＜後略＞

１１【決済の方法】

（２）【決済の開始日】

（訂正前）

2026年12月３日（木曜日）

（訂正後）

2026年12月17日（木曜日）

第３【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

５【大量保有報告書等の提出状況】

（2）特別関係者が提出した書類

（訂正前）

株式会社デジタルガレージ

＜中略＞

書類の名称	変更報告書　No.97
提出者	株式会社デジタルガレージ 代表取締役 兼 社長執行役員グループCEO　　林　郁
提出年月日	法定の提出期限日である2026年11月18日までに提出予定
提出先	関東財務局長

＜後略＞

（訂正後）

株式会社デジタルガレージ

＜中略＞

書類の名称	変更報告書　No.97
提出者	株式会社デジタルガレージ 代表取締役 兼 社長執行役員グループCEO　　林　郁
提出年月日	2026年11月13日
提出先	関東財務局長

書類の名称	変更報告書　No.98
提出者	株式会社デジタルガレージ 代表取締役 兼 社長執行役員グループCEO　　林　郁
提出年月日	法定の提出期限日である2026年12月３日までに提出予定
提出先	関東財務局長

＜後略＞

II　公開買付届出書の添付書類

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2026年11月26日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2026年５月13日付「公開買付開始公告」の変更として本書に添付いたします。

なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。